

独立行政法人国立科学博物館に関する省令
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第一項第七号、第三十三条第一項、第三十二条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項及び第四项、第四十八条第一項並びに第五十条、独立行政法人的組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百六十六号）第五条第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号）第三十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立科学博物館に関する省令を次のよう規定する。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項たゞし書の場合は、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第二項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第二条の二 科学博物館に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。
この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 科学博物館の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者は、前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれ立の立場を保持することがができるくなるおそれ

4 ある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

5 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、科学博物館の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。監査報告には、次に掲げる事項を記載しなけ

一 監事の監査の方法及びその内容

二 科学博物館の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 科学博物館の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他科学博物館の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 科学博物館の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができるなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第一条の三 科学博物館に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第百七十二号)。以下「科学博物館法」という。及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条の四 科学博物館に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 科学博物館法第十二条第一項第一号に規定する博物館の設置に関する事項

二 法第十二条第一項第二号に規定する調査及び研究に関する事項

三 法第十二条第一項第三号に規定する資料の収集、保管及び供覧並びに調査及び研究に関する事項

四 法第十二条第一項第四号に規定する研修及び普及の事業に関する事項

五 法第十二条第一項第五号に規定する博物館の供用に関する事項

六 法第十二条第一項第六号に規定する研修に関する事項

七 法第十二条第一項第七号に規定する援助及び助言に関する事項

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第二条 科学博物館は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに(科学博物館の最初の事業年度の属する中期計画については、科学博物館の成立後遅滞なく)、文部科学大臣に提出しなければならない。

科学博物館は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 科学博物館に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期計画期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第四条 科学博物館に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関連し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

科学博物館は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

第五条 科学博物館に係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、科学博物館は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、科学博物館の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

中期目標の期間の終了時に見込まれる中業務の実績及び当期目標の期間における業務の実績についての実績についての実績及び当該実績に該実績につい	書かにした報告	た結果を明らかに評価を行つた結果を明ら	績について自	る事項に係る	ものである場合に	は次のイからニまで、同項第三号	一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通じての実績及び当該実績に該実績につい

中期目標及び中期計画の実施状況		中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書
状況	当該期間における業務運営の状況	ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値	二 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報
状況	当該期間における業務運営の状況	ハ 当該業務の実績が通則法第十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について科学博物館が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。	一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
状況	当該期間における業務運営の状況	イ 中期目標及び中期計画の実施状況	当該期間における業務運営の状況

<p>第九条 文部科学大臣は、科学博物館が業務のため取得しようとしている償却資産についてその会計処理</p>	<p>第八条 科学博物館の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p>	<p>第六条及び第七条 削除 (会計の原則)</p>	<p>第二十四条 第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p>	<p>第三十一条 平成十四年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(第十一條の二第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。)は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。</p>
<p>二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について科学博物館が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>	<p>二 该業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について科学博物館が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>	<p>二 期間における毎年度の当該指標の数値</p>		

減価に對応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上されず、資産の原価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第九条の二 文部科学大臣は、科学博物館が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

第九条の三 文部科学大臣は、科学博物館が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(財務諸表)

第十一条 科学博物館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュユーフロー計算書とする。

(事業報告書の作成)

第十条の二 科学博物館に係る通則法第三十八条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 科学博物館の目的及び業務内容

二 国の政策における科学博物館の位置付け及び役割

三 中期目標の概要

四 館長の理念並びに運営の方針及び戦略

五 中期計画及び年度計画の概要

六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八 業績の適正な評価に資する情報
九 業務の成果及び当該業務に要した資源
十 予算及び決算の概要
十一 財務諸表の要約
十二 財政状態及び運営状況の館長による説明
十三 内部統制の運用状況
十四 科学博物館に関する基礎的な情報
(財務諸表の閲覧期間)
第十一条 科学博物館に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。
(会計監査報告の作成)
第十二条 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
一 科学博物館の役員（監事を除く。）及び職員
二 前号に掲げる者のか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
一 会計監査人の監査の方法及びその内容
二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が科学博物館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ 無限定期正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、科学博物館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一から五まで 略

六 独立行政法人国立科学博物館に関する省令第十条及び第十条の二

附 則 (令和四年三月三一日文部科学省
令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。